

**First for You**  
あなたとともに

# 第118期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2021年6月29日(火曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 場所

栃木銀行本店 6階大会議室  
栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ**感染防止**にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、**感染防止のための措置**を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

■第118期定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	6
第1号議案 剰余金処分の件……………	6
第2号議案 取締役8名選任の件……………	7
【添付書類】	
■第118期事業報告……………	12
■計算書類……………	28
■連結計算書類……………	30
■監査報告書……………	32

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**TOCHIGI**  
**GN** 栃木銀行

ホームページ <https://www.tochigibank.co.jp/>

株主各位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号  
株式会社 **栃木銀行**  
取締役頭取 黒本淳之介

## 第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使についてはご出席の他、「議決権行使等についてのご案内」(2頁)のとおり、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、2021年6月28日(月)午後5時までには議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日時** 2021年6月29日(火曜日)午前10時  
(受付開始:午前9時)
  - 2. 場所** 栃木銀行本店6階大会議室  
栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
  - 3. 目的事項  
報告事項**  
(1)第118期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件  
(2)第118期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** **第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役8名選任の件

以上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことが出来ます。

## 1 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、第118期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会開催日時

2021年6月29日（火）  
午前10時

## 2 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようにご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

### 行使期限

2021年6月28日（月）  
午後5時までに到着

## 3 インターネットで議決権を行使される場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト  
▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

### 行使期限

2021年6月28日（月）  
午後5時までに入力

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

(議決権行使書イメージ)

スマート行使に必要なQRコードが記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

賛成の場合 → 「**賛**」の欄に○印

否認の場合 → 「**否**」の欄に○印

### 第2号議案

全員賛成の場合 → 「**賛**」の欄に○印

全員否認する場合 → 「**否**」の欄に○印

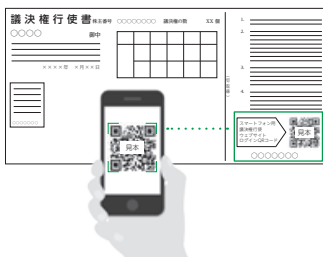
一部の候補者を否認する場合 → 「**賛**」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

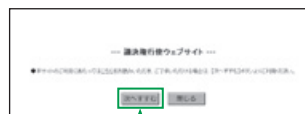
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

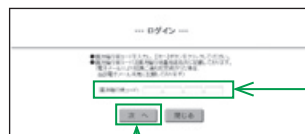
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

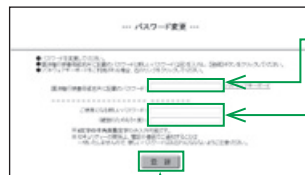
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

## 1. インターネット等による議決権行使について

### (1) 「スマート行使」による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### (2) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただけます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

### (3) 行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

### (4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

#### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用出来なくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことが出来ます。

- インターネット開示事項について
  - (1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.tochigibank.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
  - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.tochigibank.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- 代理人による議決権行使について  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 重複行使の取扱い  
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。  
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の不統一行使  
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第118期の期末配当につきましては、足元の収益環境および当行の中長期の利益水準を保守的に踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金 銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株当たり 2円50銭  
総 額 260,946,958円

なお、第118期の中間配当金として2円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は5円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日（水曜日）

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役黒本淳之介、猪俣佳史、下山孝治、砂山直久、仲田裕之、亀岡晶子の6名が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位および担当	取締役会出席状況
1	くろもと じゆんのすけ 黒本 淳之介	再任	取締役頭取 (秘書室(東京事務所を含む)、監査部、 経営戦略室担当)	11/11回 (100%)
2	いのまた よしふみ 猪俣 佳史	再任	専務取締役 (リスク管理室、審査部、個人ローン審査室、 資産査定室、管理部、事業支援部担当)	11/11回 (100%)
3	いさやま なおひさ 砂山 直久	再任	取締役 事務システム部長	11/11回 (100%)
4	なかだ ひろゆき 仲田 裕之	再任	取締役 越谷支店長	10/11回 (90.9%)
5	とみかわ よしもり 富川 善守	新任	執行役員法人営業部長	—
6	かめおか あきこ 亀岡 晶子	再任 社外	社外取締役	11/11回 (100%)
7	せきね じゆん 関根 淳	新任 社外	—	—
8	おおたに やすひさ 大谷 恭久	新任 社外	—	—



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 再任	<p>くろもと じゅんの すけ <b>黒本 淳之介</b> (1958年7月3日生)</p>	<p>2011年6月 当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2014年6月 当行常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2015年6月 当行専務取締役</p> <p>2016年6月 当行取締役頭取 (秘書室(東京事務所を含む)、監査部、経営戦略室担当)</p>	43,600株
	取締役候補とした理由	1981年4月当行入行、小山支店長、人事部長、経営企画部長等を歴任、2011年6月取締役に就任、2016年6月より取締役頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
2 再任	<p>いのまた よしふみ <b>猪俣 佳史</b> (1959年9月2日生)</p>	<p>2013年6月 当行取締役 法人営業部長委嘱</p> <p>2015年6月 当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2017年6月 当行常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2018年6月 当行常務取締役</p> <p>2019年6月 当行専務取締役 (リスク管理室、審査部、個人ローン審査室、資産査定室、管理部、事業支援部担当)</p>	37,500株
	取締役候補とした理由	1983年4月当行入行、陽東桜が丘支店長、今市支店長等を歴任、2013年6月取締役に就任、2019年6月より専務取締役を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
3 再任	<p>いさやま なおひさ <b>砂山 直久</b> (1964年10月12日生)</p>	<p>2008年6月 烏山支店長</p> <p>2010年6月 小金井支店長</p> <p>2012年6月 矢板支店長</p> <p>2015年6月 小山東支店長</p> <p>2017年4月 陽南支店長</p> <p>2019年6月 当行取締役 事務システム部長委嘱</p>	21,900株
	取締役候補とした理由	1987年4月当行入行、烏山支店長、小金井支店長、矢板支店長、小山東支店長、陽南支店長等を歴任、2019年6月取締役に就任し、事務システム部長を委嘱され、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4 再任	なかだ ひろゆき 仲田 裕之 (1965年4月29日生)	2009年6月 東越谷支店長 2012年6月 宇都宮駅前支店長 2015年4月 法人営業部 企業支援室長 2018年6月 管理部長 2019年6月 当行取締役 越谷支店長委嘱	15,000株
	取締役候補とした理由	1988年4月当行入行、東越谷支店長、宇都宮駅前支店長、法人営業部企業支援室長、管理部長等を歴任、2019年6月取締役に就任し、越谷支店長を委嘱され、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
5 新任	とみかわ よしもり 富川 善守 (1962年4月28日生)	2007年6月 せんげん台支店長 2009年10月 兵庫塚支店長 2012年10月 氏家支店長 2014年10月 本店営業部副部長 2015年6月 大袋支店長 2017年3月 金融サービス部長 2018年6月 法人営業部長 2019年7月 執行役員法人営業部長	5,700株
	取締役候補とした理由	1985年4月当行入行、せんげん台支店長、兵庫塚支店長、氏家支店長、本店営業部副部長、大袋支店長、金融サービス部長、法人営業部長、執行役員法人営業部長等を歴任、当行職員として永きに巨り銀行業務に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験と知識により、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。	
6 再任 社外	かめおか あきこ 亀岡 晶子 (1979年3月4日生)	2006年10月 東京弁護士会に弁護士登録 2006年10月 露木・赤澤法律事務所入所 2011年2月 露木・赤澤法律事務所退所 2011年2月 栃木県弁護士会に弁護士登録 2011年2月 弁護士法人ほたか総合法律事務所入所(現任) 2019年6月 当行社外取締役(現任)	5,200株
	社外取締役候補とした理由	法務に精通した弁護士として培われた豊富な経験、高い見識および幅広い知識により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に関し、社外取締役として職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上および経営監督機能の強化につながると判断し、社外取締役候補者となりました。 亀岡晶子氏は、婚姻により氏名(旧姓 中西)変更しましたが、弁護士業務は旧姓で行っております。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
<p>7</p> <p>新任</p> <p>社外</p>	<p>せきね じゆん 関根 淳 (1953年6月21日生)</p>	<p>1978年4月 日本銀行入行 2001年5月 同行 松本支店長 2003年7月 同行 広島支店長 2006年1月 同行 総務人事局審議役 2007年3月 同行 調査統計局審議役 2008年5月 日本銀行退職 2008年5月 岡三証券株式会社入社 2008年6月 同社 取締役 2017年4月 株式会社岡三証券グループ 執行役員 2017年6月 岡三証券株式会社 常務執行役員 2018年3月 株式会社岡三証券グループ 執行役員(退任) 2018年6月 岡三証券株式会社 常務執行役員(退任) 2018年6月 株式会社SBJ銀行 社外取締役 2018年6月 平和不動産株式会社 社外監査役(現任) 2020年6月 株式会社SBJ銀行 社外取締役(退任)</p>	<p>0株</p>
	<p>社外取締役候補とした理由</p>	<p>日本銀行に勤務の後、岡三証券株式会社取締役、株式会社SBJ銀行社外取締役等を歴任し、この間に培った金融・経済界における会社経営の経験等、専門的な知見と豊富な経験を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場として公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役候補としました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
8	おおたに やすひさ 大谷 恭久 (1958年2月27日生)	<p>1980年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社</p> <p>2002年2月 株式会社JTB海外自由旅行センター所長兼株式会社ABI代表取締役社長</p> <p>2006年6月 株式会社JTBワールドパッケージング取締役営業企画部長</p> <p>2011年6月 同社 常務取締役商品本部長</p> <p>2012年4月 株式会社JTB 執行役員旅行事業本部長</p> <p>2012年6月 同社 取締役旅行事業本部長</p> <p>2014年4月 同社 取締役兼株式会社国内旅行企画代表取締役社長</p> <p>2014年6月 同社 常務取締役兼株式会社国内旅行企画代表取締役社長</p> <p>2018年6月 同社 常務取締役グループカルチャー改革担当、CISO</p> <p>2019年6月 同社 常務執行役員グループカルチャー改革担当、CISO</p> <p>2020年4月 同社 常務執行役員</p> <p>2020年6月 同社 常務執行役員(退任)</p>	0株
	社外取締役候補とした理由	株式会社JTBの常務取締役兼株式会社国内旅行企画代表取締役社長等を務めた経歴をもち、グローバル企業の経営・営業企画、人事管理等幅広く実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場として公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役候補としました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀岡晶子氏、関根淳氏、大谷恭久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 亀岡晶子氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
4. 亀岡晶子氏、関根淳氏、大谷恭久氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当行は亀岡晶子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- また、関根淳氏、大谷恭久氏の社外取締役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く)。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以上

# (定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 第118期事業報告

2020年4月1日から2021年3月31日まで

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

##### 《金融経済環境》

当期の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内においても全都道府県に緊急事態宣言が発せられる状況となり、東京オリンピック・パラリンピックの延期や各種学校の休校、文化芸術・スポーツイベント等で中止や延期に至る事態となりました。その一方で、政府による各種支援策による経済への下支えがあるものの、同感染症の感染拡大は続いており、全国的に幅広い業種で感染防止に努め、営業の縮小や自粛を余儀なくされる状況も続いております。このような中、依然国内経済は厳しい状況であり、先行きについても不透明な状況にあります。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても、同様に幅広い業種で同感染症拡大の影響を受けており、地域経済の先行きについても依然不透明な状況となっております。

金融情勢につきましては、国内では日本銀行による超緩和的な金融政策のもと、長期金利（10年国債利回り）は△0.045%から0.168%圏内で推移しました。ドル円相場は2021年1月まで円の上昇傾向が続き一時102円まで上昇しましたが、ワクチン接種普及の進展による世界的な景気回復の期待等からドルが買われ、3月末には1ドル110円まで円安が進行しました。日経平均株価は新型コロナウイルス感染症拡大による景気後退の懸念の影響から、2020年3月から値下がり続ける値動きとなり4月2日には17,818円をつけましたが、その後各国の経済対策や新型コロナウイルス感染症の収束による経済環境好転への期待等から日経平均株価は2021年2月16日に30,467円をつけるなど堅調に推移しました。

## 《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、2020年4月にスタートさせた「第十次中期経営計画」の初年度となる当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により前期比2,136億円増加し2兆9,259億円となりました。貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け貸出の増加等により前期比142億円増加し1兆9,629億円となりました。有価証券の期末残高は、市場動向を注視し運用した結果前期比510億円増加し5,812億円となりました。

経常収益につきましては、国債等債券売却益の減少等により前期比34億40百万円減少の356億4百万円となりました。

経常費用につきましては、株式等売却損の減少等により前期比28億99百万円減少の322億6百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比5億41百万円減少の33億97百万円、当期純利益は前期比1億23百万円減少の16億25百万円となりました。

## 《対処すべき課題》

当行を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威をふるい、国内においても依然感染拡大が続く中、地域経済においても影響は大きく、お客様の事業への支援を通して地域経済への貢献が求められております。また、少子高齢化の進展と金融デジタル化の進展をはじめとする外部環境の変化により、他金融機関との競争激化が予想されます。これに伴いお客様のニーズも多様化・高度化する中、当行がこれからも地域で選ばれ続ける銀行になるためには、一人でも多くのお客様と顔の見える関係を築き、お客様と一心同体となり、課題や困りごとを解決することで地域社会の発展や成長に貢献していくことが必要です。

当行は、2020年4月より第十次中期経営計画をスタートさせ、『課題解決に強い銀行』へ進化を成し遂げるための3年間といたしました。当行はこれまで築いてきた地域シェアやお客様とのネットワークをさらに充実させ、当行の強みであるコンサルティングの質をさらに向上させてまいります。そのために注力すべき3つのテーマ『コンサルティング機能を活かしたお客様への提供価値の充実』『お客様志向を実現するための人材育成』『お客様を支える持続可能な経営基盤の確立』を掲げ、お客様の様々な困りごとにワンストップで対応できる『お客様サポート体制』を確立しております。

これにより当行は、お客様の安定した資産形成や、企業の持続的な事業価値の維持・向上に貢献するなど、お客様の人生や経営にとってなくてはならない存在を目指してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,640,341	2,669,300	2,712,273	2,925,905
定期性預金	1,105,725	1,062,029	1,023,012	995,338
その他	1,534,616	1,607,271	1,689,261	1,930,567
貸 出 金	1,888,220	1,925,882	1,948,753	1,962,995
個人向け	605,300	619,244	633,576	643,014
中小企業向け	792,378	819,650	827,054	864,737
その他	490,541	486,988	488,122	455,243
商品有価証券	142	151	133	67
有 価 証 券	478,146	530,806	530,223	581,248
国 債	86,068	80,671	93,527	104,800
その他	392,078	450,134	436,696	476,448
総 資 産	2,857,947	2,881,468	2,912,299	3,246,071
内国為替取扱高	6,934,394	6,889,646	6,834,540	6,681,633
外国為替取扱高	百万ドル 299	百万ドル 255	百万ドル 121	百万ドル 248
経 常 利 益	6,152	3,008	3,939	3,397
当 期 純 利 益	4,300	1,477	1,748	1,625
1株当たり当期純利益	円 銭 41 29	円 銭 14 17	円 銭 16 75	円 銭 15 57

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,615人
平均年齢	38年9月
平均勤続年数	16年3月
平均給与月額	359千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

## (4) 営業所等の状況

### イ. 営業所数

	当年度末
栃木県	店 うち出張所 65 ( 6 )
埼玉県	17 ( 1 )
群馬県	2 ( - )
東京都	1 ( - )
茨城県	1 ( - )
合計	86 ( 7 )

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を118カ所設置しております。

### ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

### ハ. 当年度廃止営業所

- ・陽南支店 緑町出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・泉が丘支店 南御幸出張所 (栃木県宇都宮市)

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- ・若草支店 かましんカルナ駒生店出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・本店営業部 たいらや築瀬平成通り店出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・陽東桜が丘支店 カワチ薬品石井町店出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・陽南支店 緑町出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・泉が丘支店 南御幸出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・佐野東支店 佐野東支店出張所 (栃木県佐野市)
- ・鶴田支店 ヨークベニマル鶴田店出張所 (栃木県宇都宮市)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

- ・足利支店 山川町出張所 (栃木県足利市)
- ・本店営業部 旭町出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・本店営業部 シンボルロード出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・石井町支店 石井町出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・茂木支店 サシバの里いちかい出張所 (栃木県芳賀郡市貝町)
- ・幸手支店 ベルク幸手南店出張所 (埼玉県幸手市)

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,289
---------	-------

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
鶴田支店新築	287
合計	287



## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品運送業務等	百万円 20	% 100	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	20	100	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	30	49.66	
とちぎんTT証券株式会社	宇都宮市池上町4番4号	金融商品取引業	1,001	60	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 当連結会計年度において、株式会社とちぎんリーシング及び株式会社とちぎんカード・サービスの株式を段階的に取得し、当行グループの議決権比率を100%へ引き上げております。
- 当連結会計年度の経常収益は40,238百万円（前連結会計年度比5.23%減）となりました。また、経常利益は4,525百万円（前連結会計年度比2.09%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,081百万円（前連結会計年度比14.20%増）となりました。

### 重要な業務提携の概況

- 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
- ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- イーネットとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員状況

(2020年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
黒本 淳之介	取締役頭取 (代表取締役)	秘書室・監査部・経営戦略室担当		
植木 栄	取締役副頭取 (代表取締役)	人事部・資金運用部・事務システム部 担当		
猪俣 佳史	専務取締役	リスク管理室・審査部・個人ローン審 査室・資産査定室・管理部担当		
下山 孝治	常務取締役	営業統括部・個人ローン部・法人営業 部・金融サービス部担当		
橋本 佳明	常務取締役	経営企画部・コンプライアンス統括 部・総務部担当		
近藤 浩	取締役 本店営業部長			
砂山 直久	取締役 事務システム部長			
仲田 裕之	取締役 越谷支店長			
麻生 利正	取締役 (社外取締役)			
亀岡 晶子	取締役 (社外取締役)		弁護士	
北山 公久	常勤監査役			
栗原 弘一	常勤監査役			
西江 章	監査役 (社外監査役)		弁護士	
須賀 英之	監査役 (社外監査役)		学校法人 理事長	
(当年度中に退任した役員)				
塚本 美貴吉	監査役 (社外監査役)	2020年6月26日退任（任期満了）		

- 注1. 取締役 麻生利正及び亀岡晶子は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 西江章及び須賀英之は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 社外取締役である麻生利正、亀岡晶子並びに社外監査役である西江章、須賀英之の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。  
 4. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものです。

### (2) 会社役員に対する報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と持続的な企業価値及び企業価値の向上にむけ、貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いる相応しいものとしております。取締役に對する報酬は、「基本報酬（固定）」、「業績連動報酬（賞与）」、「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度」で構成されております。また、社外取締役に對する報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し「基

本報酬（固定）のみを支払うこととしております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

報酬等の種類ごとの比率の目安、および決定方針の決定方法は、職位の責務、他行の動向等を踏まえて決定しております。業績連動報酬を親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いの平均値を算出し、概ね「基本報酬（固定）」71%、「業績連動報酬（賞与）」15%、「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度」14%としております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議において決定しております。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（賞与）」は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会で決議された限度額300百万円（年額）の範囲において、基本報酬（固定）は職位の責務に応じ、毎年の業績や財務状況等を総合的に勘案し決定、また「業績連動報酬（賞与）」については、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬にて決定しております。

第104期定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。

また、「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度」による報酬額は、2012年6月28日開催の第109期定時株主総会にて60百万円（年額）の範囲内で割り当てております。

第109期定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

### ③取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区分	対象となる 役員の員数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10名 ( 2名 )	184 ( 8 )	134 ( 8 )	24 ( - )	25 ( - )
監査役 (うち社外監査役)	5名 ( 3名 )	38 ( 8 )	38 ( 8 )	-	-

注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した社外監査役1名が含まれております。

2. 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬制度を導入しており、業績連動報酬等の内訳は下記の通りです。

・役員賞与の額 24百万円

3. 非金銭報酬等の内訳は下記の通りです。

・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 25百万円

4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与37百万円、賞与10百万円を支払っております。

5. 監査役の報酬は、1993年6月29日開催の第90期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議頂いております。

### ④業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いで算出された額を上限に職位の責務に応じて賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

### ⑤非金銭報酬等の内容

株式報酬は、当行の業績、企業価値の向上及び株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高め、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、取締役を対象に中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を毎年一定の時期に付与しております。付与する株式の個数は、職位の責務、株価等を踏まえて決定しております。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻生 利正	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
亀岡 晶子	同上
西江 章	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
須賀 英之	同上

## (4) 補償契約

### イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

### ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
須賀 英之	学校法人須賀学園 理事長	取引先（預金取引有）

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生 利正	6年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当該視点からの助言等を期待しております。当行取締役会においては、当該視点から毎月複数回の質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たして頂いております。
亀岡 晶子	1年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験を有しており、当該視点からの助言等を期待しております。当行の経営会議の他、各種会議体に24回参加し助言等を行っており、また取締役会においても質問・発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たして頂いております。
西江 章	4年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験をもって、当行取締役会においては、当該視点からほぼ毎回複数回の質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たして頂いております。
須賀 英之	9ヵ月	当期開催の取締役会9回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会9回のうち全てに出席しております。	銀行業務や学校法人の経営者として豊富な見識と経験をもち、中立公正な立場で監査役会では毎月複数回質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たして頂いております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	15

## (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株

発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 当年度末株主数

10,794名

## (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	6,538	6.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,264	6.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,999	4.78
栃木銀行行員持株会	4,677	4.48
株式会社東和銀行	2,010	1.92
明治安田生命保険相互会社	1,841	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,807	1.73
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1,692	1.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,567	1.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,487	1.42

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、株式数を発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出してあります。

4. 当行は、2021年3月31日現在、自己株式を5,229千株保有しておりますが、上記から除外しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第1回新株予約権 ②新株予約権の数：108個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 10,800株 ④新株予約権の行使期間：2012年7月18日から 2042年7月17日まで ⑤権利行使価格(1株あたり)：1円	2人
	①名称：株式会社栃木銀行第2回新株予約権 ②新株予約権の数：249個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 24,900株 ④新株予約権の行使期間：2013年7月18日から 2043年7月17日まで ⑤権利行使価格(1株あたり)：1円	4人
	①名称：株式会社栃木銀行第3回新株予約権 ②新株予約権の数：236個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 23,600株 ④新株予約権の行使期間：2014年7月16日から 2044年7月15日まで ⑤権利行使価格(1株あたり)：1円	4人
	①名称：株式会社栃木銀行第4回新株予約権 ②新株予約権の数：157個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 15,700株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月15日から 2045年7月14日まで ⑤権利行使価格(1株あたり)：1円	4人

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第5回新株予約権 ②新株予約権の数：371個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 37,100株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から 2046年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	5人
	①名称：株式会社栃木銀行第6回新株予約権 ②新株予約権の数：397個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 39,700株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から 2047年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	5人
	①名称：株式会社栃木銀行第7回新株予約権 ②新株予約権の数：545個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 54,500株 ④新株予約権の行使期間：2018年7月14日から 2048年7月13日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	6人
	①名称：株式会社栃木銀行第8回新株予約権 ②新株予約権の数：1,587個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 158,700株 ④新株予約権の行使期間：2019年7月13日から 2049年7月12日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	8人
	①名称：株式会社栃木銀行第9回新株予約権 ②新株予約権の数：1,727個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 172,700株 ④新株予約権の行使期間：2020年7月14日から 2050年7月13日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	8人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 津曲秀一郎  指定有限責任社員 業務執行社員 野坂 京子	77	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。  (対価を伴う非監査業務の内容) 内部監査体制の外部評価業務及び高度化・効率化に向けた助言・指導業務

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は79百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

#### イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

#### ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱要領（文書の保存及び管理に関する当行要領）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

### (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

## (5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - ・当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
  - ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

## (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

## (7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

## (8) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2020年4月から2021年3月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期中10回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱要領等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期ALM委員会は13回開催しました。

2017年6月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、ALM委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を19回開催しました。

### (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を54回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。

なお、経営会議を社外取締役および社外監査役の豊富な知識・経験を活かし、客観的な意見や判断を取り入れ、活発な議論が行える場とするため、2020年4月1日より経営会議に社外取締役および社外監査役は出席し、意見を述べるができるよう規程を改正いたしました。

また、2019年11月にガバナンス会議規程を新設いたしました。これはガバナンス会議を任意の委員会として位置付け、社外取締役および社外監査役が取締役会における議論に積極的に貢献するために独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る場とすること、また、取締役の指名・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり適切な関与・助言を行うことを規定しております。

### (5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期4回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

### (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員1名を監査役室兼任として配置しております。

### (7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015年10月より行内通報窓口として常勤監査役を追加し、さらに2019年1月より社外監査役2名を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

## (8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

該当ありません。

# 第118期末貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金預け	655,612
現預	39,796
預け	615,816
商品	4,038
有価証券	67
商品の国債	67
金の信託証券	1,135
有価証券	581,248
国債	104,800
地方債	64,581
株式	115,842
株主	14,456
その他の証券	281,567
貸出金	1,962,995
割引手形	4,378
引当	79,376
証券	1,778,903
座	100,336
外国為替	2,527
外国店預	2,527
その他の資産	22,555
未収	2,059
金融派生商品	0
その他の資産	20,496
有形固定資産	21,364
建物	6,708
土地	13,223
建設	419
その他有形固定資産	126
無形固定資産	886
ソフトウエア	277
その他有形固定資産	21
前線支費	252
繰延税金	767
引当	4,888
倒産	2,804
引当	△ 14,484
<b>資産の部合計</b>	<b>3,246,071</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
預金	2,925,905
当座預金	64,573
普通預金	1,821,441
貯蓄預金	37,467
通知預金	1,910
定期預金	979,511
定積預金	11,156
その他の預金	9,844
譲渡性預金	11,812
借入金	130,200
借入金	130,200
外国為替	32
未払外国為替	32
その他の負債	11,977
未払法人税等	336
未払費用	710
前受収益	751
給付補填	0
金融派生商品	0
繰上債	481
その他の負債	9,695
賞与引当金	785
役員賞与引当金	25
睡眠預金	268
偶発損失引当金	209
再評価に係る繰延税金負債	1,039
支払承継	2,804
<b>負債の部合計</b>	<b>3,085,060</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本	27,408
本剰余金	26,150
資本準備金	26,150
利益剰余金	112,487
利益準備金	1,745
その他の利益剰余金	110,742
別途積立	106,987
繰越利益剰余金	3,755
自己株式	△ 2,346
株主資本合計	163,699
その他の有価証券評価差額金	△ 2,027
土地再評価差額金	△ 793
評価・換算差額等合計	△ 2,821
純資産の部合計	132
<b>純資産の部合計</b>	<b>161,011</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,246,071</b>

# 第118期損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>35,604</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>26,409</b>
貸出金利息	20,936
有価証券利息配当金	5,067
コールローン利息	3
預け金利息	401
その他の受入利息	0
<b>役務取引等収益</b>	<b>7,621</b>
受入為替手数料	1,725
その他の役務収益	5,896
<b>その他業務収益</b>	<b>468</b>
外国為替売買益	26
国債等債券売却益	90
その他の業務収益	352
<b>その他経常収益</b>	<b>1,104</b>
償却債権取立益	266
株式等売却益	179
金銭の信託運用益	2
その他の経常収益	655
<b>経常費用</b>	<b>32,206</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>380</b>
預金利息	374
譲渡性預金利息	6
借入金利息	0
<b>役務取引等費用</b>	<b>3,792</b>
支払為替手数料	336
その他の役務費用	3,455

科目	金額
<b>その他業務費用</b>	<b>1,217</b>
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	824
国債等債券償却	15
その他の業務費用	377
<b>営業経費</b>	<b>23,145</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>3,670</b>
貸倒引当金繰入額	2,193
貸出金償却	1,025
株式等売却損	154
株式等償却	65
その他の経常費用	232
<b>経常利益</b>	<b>3,397</b>
<b>特別利益</b>	<b>86</b>
固定資産処分益	86
<b>特別損失</b>	<b>348</b>
固定資産処分損	43
減損損失	305
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,135</b>
法人税、住民税及び事業税	1,174
法人税等調整額	336
<b>法人税等合計</b>	<b>1,510</b>
<b>当期純利益</b>	<b>1,625</b>

# 連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	658,859
コールローン及び買入手形	4,038
商品有価証券	67
金銭の信託	1,135
有価証券	578,557
貸出金	1,961,883
外国為替	2,527
その他資産	36,891
有形固定資産	21,835
建物	6,747
土地	13,320
建設仮勘定	126
その他の有形固定資産	1,640
無形固定資産	584
ソフトウェア	305
その他の無形固定資産	279
退職給付に係る資産	2,592
繰延税金資産	4,417
支払承諾見返	2,804
貸倒引当金	△ 15,070
<b>資産の部合計</b>	<b>3,261,125</b>

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,923,183
譲渡性預金	11,812
借入金	132,733
外国為替	32
その他負債	19,490
賞与引当金	953
役員賞与引当金	34
退職給付に係る負債	238
睡眠預金払戻損失引当金	268
偶発損失引当金	209
特別法上の引当金	7
再評価に係る繰延税金負債	1,039
支払承諾	2,804
<b>負債の部合計</b>	<b>3,092,807</b>
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	30,036
利益剰余金	113,473
自己株式	△ 2,346
株主資本合計	168,572
その他有価証券評価差額金	△ 2,022
土地再評価差額金	△ 793
退職給付に係る調整累計額	1,268
その他の包括利益累計額合計	△ 1,547
新株予約権	132
非支配株主持分	1,159
<b>純資産の部合計</b>	<b>168,317</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,261,125</b>

# 連結損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>40,238</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>26,382</b>	
貸出金利息	20,923	
有価証券利息配当金	5,052	
コールローン利息及び買入手形利息	3	
預け金利息	401	
その他の受入利息	0	
<b>役員取引等収益</b>	<b>8,375</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,816</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>3,664</b>	
償却債権取立益	267	
その他の経常収益	3,397	
<b>経常費用</b>		<b>35,713</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>410</b>	
預金利息	374	
譲渡性預金利息	6	
借入金利息	25	
その他の支払利息	4	
<b>役員取引等費用</b>	<b>3,496</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>1,217</b>	
<b>営業経費</b>	<b>25,041</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>5,547</b>	
貸倒引当金繰入額	2,231	
その他の経常費用	3,316	
<b>経常利益</b>		<b>4,525</b>
<b>特別利益</b>		<b>98</b>
固定資産処分益	96	
金融商品取引責任準備金取崩額	1	

科目	金額	
<b>特別損失</b>		<b>348</b>
固定資産処分損	43	
減損損失	305	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>4,274</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>		<b>1,615</b>
<b>法人税等調整額</b>		<b>199</b>
<b>法人税等合計</b>		<b>1,814</b>
<b>当期純利益</b>		<b>2,459</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		378
親会社株主に帰属する当期純利益		2,081



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 栃木銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 栃木銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎 印

指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 栃木銀行 監査役会

常勤監査役	北山公久	Ⓜ
常勤監査役	栗原弘一	Ⓜ
社外監査役	西江章	Ⓜ
社外監査役	須賀英之	Ⓜ

(注) 監査役西江章、須賀英之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

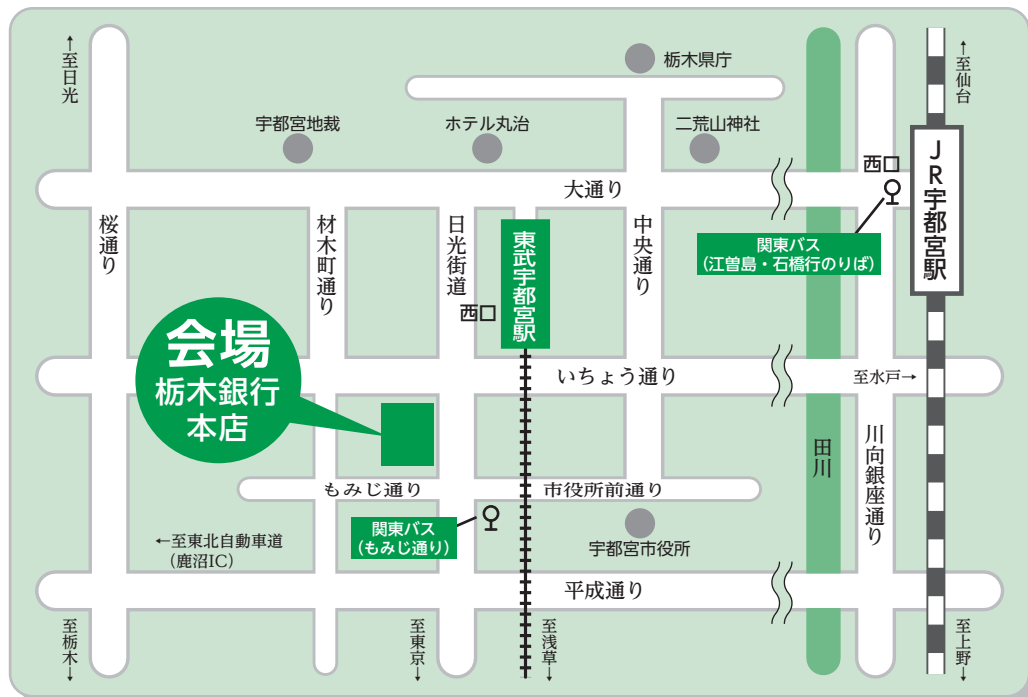
# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 【定時株主総会会場ご案内図】



**会場** 栃木銀行本店 6階大会議室  
栃木県宇都宮市西2丁目1番18号 TEL 028-633-1241 (代表)

**最寄駅** ①東武宇都宮駅下車 徒歩約**5**分  
②JR宇都宮駅下車、関東バス  
(江曾島・石橋行 もみじ通り下車) 約**15**分